

Ⅲ 研究ノート Ⅲ

金融自由化と金融規制・会計制度の 変容についての若干の考察

新 祖 隆志郎

- I はじめに
- II 金融自由化と伝統的金融規制の行き詰まり
- III グラス・スティーガル法廃止論と金融規制・会計制度改革
 - (1) 二元的銀行会計制度の確立
 - (2) グラス・スティーガル法廃止論と銀行会計制度改革
- IV 国際金融規制における市場規律思想の波及
- V 市場規律思想を支えるエージェンシー理論
- VI おわりに

I はじめに

米財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB) は1986年に金融商品プロジェクトを発足して以来、これまで長期にわたって金融商品に対する公正価値会計の全面適用を志向してきた。とくに2000年にFASB、国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee: IASC) (現国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB))、その他主要8カ国の会計基準設定主体で構成されたジョイント・ワーキング・グループが公開草案『金融商品及び類似項目』を公表して以降、全面公正価値会計志向はFASBおよびIASC・IASB双方のなかでいっそう強まった。そして、FASBおよびIASC・IASBはこのような立場であったことから、1993年公表のFASB財務会計基準書第115号を皮切りに1990年代以降相次いで公表してきた金融商品に関する諸会計基準のなか

で導入してきた複合的な会計処理、すなわち原価評価（償却原価法）、公正価値—当期純利益処理、公正価値—その他の包括利益処理という三つの会計処理が混在する近年混合属性会計と呼ばれている会計処理を、全面公正価値会計に向けた過渡的なものであると位置づけてきた。

ところが、2008年リーマン・ショックを経験して現在FASB、IASBは金融商品会計基準の改正作業に着手しているが、現在公表されている新たな金融商品会計基準やその草案は、これまで過渡的処理と位置づけていた混合属性会計をむしろより全面に押し出すかのような内容となっている。つまりこれまでの事実経過としては、1980年代から2000年代末までの金融自由化を動力とした金融経済の膨張と収縮のなかで、金融商品会計基準として現実に採用され、そして現在その存在をより強調されようとしているのは混合属性会計であり、これにたいして全面公正価値会計は依然として理想として提示されるにとどまっている。

なぜ混合属性会計なのか。この問いに答えるためには、それを生み出した制度的背景から洗い直す必要がある。なぜなら、混合属性会計を採用している現行の金融商品会計基準はアメリカのそれをモデルとしてきたが、このアメリカ基準は金融規制会計上の会計原則・基準（Regulatory Accounting Principles: RAP）とアメリカにおける資本市場規制会計上の会計原則・基準である「一般に認められた会計原則」（Generally Accepted Accounting Principles: GAAP）との制度的統合化という金融規制・会計制度の枠組みのなかで導入されたものであり、そしてこの制度的枠組みこそ金融自由化に即した市場規律重視の新たな金融規制・会計制度の設計の帰結であったからである。そしてこの枠組みは国際金融規制にも浸透していった。そこで本稿では、金融自由化との関連において混合属性会計の存在意義を考察するための下準備として、1980年代以降の金融規制・会計制度の変容過程をとくに会計制度面に着目して素描する¹⁾。

1) 金融自由化との関連で現代会計の発展動向を捉えようとするわが国の代表的な先行研究としては、澤邊（1998）、津守（2002）、津守（2012）が挙げられる。しかしこれらの先行研究においても混合属性会計に対する評価が弱い。金融自由化政策ははまだ

II 金融自由化と伝統的金融規制の行き詰まり

アメリカにおける金融自由化とは一般に、上限金利規制の廃止を契機とした1980年代から90年代にかけての一連の金融規制緩和政策、ないしそれを通じて形成された市場原理に基づく金融構造を指す²⁾。アメリカ預金金融機関は、1929年代恐慌およびそれに引き続く1930年代初頭の銀行恐慌を受けて、1933年銀行法（グラス・スティーガル法）を中核とする上限金利規制、銀行業と証券業の分離規制（銀証分離規制）、州際業務規制を柱とした厳格な規制下に置かれてきた。しかし、1960年代後半以降、預金金融機関はインフレーションによる上限金利を超える市場金利の上昇を背景に、金融の非仲介化（ディスインターミディエーション）と呼ばれる資本市場への大量の預金流出の危機に見舞われるようになり、この危機から脱却するために、資金調達、資金運用両面における規制緩和を求めようになった。また同時に、銀行持株会社やユーロ市場を通じて既存の規制の網の目を抜けることで、市場性資金の取り込みや証券業など資本市場活動への積極的な進出を図ってきた。1980年代初頭における上限金利規制の撤廃を契機とした、その後1980年代の銀証分離規制の段階的緩和、1994年州際支店銀行業務効率化法（リーグル・ニール法）による州際業務規制廃止、1999年金融サービス近代化法（グラム・リーチ・ブライリー法）による銀証分離規制の事実上の撤廃に象徴される一連の金融自由化政策は、すでに胎動を始めていた資本市場活動を軸とした預金金融機関の経営展開を促すための金融規制緩和政策であった。

預金金融機関における資金調達と資金運用両面における資本市場への依存拡大は、グラス・スティーガル法に基づく伝統的金融規制のあり方に変化を生じさせることになった。伝統的金融規制の主たる目的は、グラス・スティーガル法のもとで設立された預金保険制度の維持であり、したがってこ

終焉を見せようとはしていないが、2008年リーマン・ショックを契機に一巡したとみるならば、この間結局のところ混合属性会計が定着していた現実を踏まえて、その存在意義を金融自由化との関連から問い直すことは決して無意味ではないだろう。

2) アメリカの金融自由化政策に関しては、豊福（2012）を参照。

の保険によって預金が保証される付保預金者の保護に置かれていた。預金金融機関に対する各種直接規制は、預金金融機関がリスクの高い活動に従事することを直接禁止することで、預金金融機関の経営の健全性を確保し付保預金者の保護を実現するという、伝統的金融規制の中心をなしていた。

しかし、預金金融機関の資金調達において預金保険の限度額を超える大口預金や預金保険の対象外である市場性資金が増加するにつれて、預金金融機関の利害関係者のなかに大口預金者、社債保有者、株主といった非付保の資金提供者が目立つようになり、そこで伝統的金融規制では埒外とされてきた彼らの保護も視野に入れた預金金融機関の安全性・健全性維持政策の導入の必要性が強調されるようになった。

さらに金融自由化の進行過程では、1980年代のS&L危機や銀行危機にみられたように、預金金融機関は金融のディスインターメディアーションによる逆鞘現象を原因とした構造的危機からの脱却を図って、証券引受けやトレーディング業務などの資本市場活動、および消費者金融や商業不動産融資などのハイ・リスク融資といったリスク・テイク活動に積極的に乗り出したが、それがかえって経営危機のいっそうの深刻化を招いた。その結果、預金保険基金が枯渇の危機に陥り、その主要因として付保預金者保護と預金保険制度の維持を基本命題とする従来型金融規制が広く指摘されるようになった。また、リスク・テイク活動を積極化させる預金金融機関の行動は、証券会社など異業種金融機関との競合化が進むなかで、預金金融機関だけがリスク・テイク活動の原資として預金保険制度を前提とした実質無リスクの付保預金を排他的に用いることができることへのモラル・ハザード上の問題を浮上させるようになり、このことも規制緩和路線と相まって伝統的預金者保護政策の縮小化とそれに代わる新たな金融規制を導入すべき理由の一つとされた。

以上のように金融自由化の進展は、多面にわたって付保預金者の保護というグラス・スティーガル法以来の伝統的な金融規制の哲学を後退させる契機となった。そして、それに代わる新たな金融規制の思想として提唱されるよ

うになったのが、市場規律に基づく金融規制である³⁾。市場規律に基づく金融規制とは、証券投資家を典型とする市場資金の提供者による投資先預金金融機関の監視と市場行動を通じて、預金金融機関の経営者に安全・健全な経営を動機づけるという発想である。そこでは、一定割合以上の劣後債の強制発行、政府による預金保険制度の縮小ないし廃止と、保険会社等が提供する民間預金保険の活用、最低自己資本比率を下回った時点での早期是正措置の導入といった、預金金融機関経営への証券投資家の関与の強化を講じる政策とともに⁴⁾、以下で詳しく見るように証券投資家による経営リスクの正確な評価を実現するという観点から情報開示規制が重視される。そして預金金融機関の会計制度は、この情報開示規制の支柱に据えられるとともに、その役割を担うのにふさわしい構造への変容を迫られることとなった。その結果、会計制度面においては、1991年に制定された預金保険公社改革法（Federal Deposit Insurance Corporation Improvement Act: FDICIA）によって、RAPとGAAPの統合化という新たな制度上の仕組みが形成された。

そこでつぎに、このような金融自由化に対応した金融規制環境の整備という観点から、RAPとGAAPの統合化へと至る預金金融機関の会計制度の変革過程を整理していく。なお以下では預金金融機関のなかでも銀行業を中心に取り上げている。その理由は、金融自由化の進展の中でS&L業界が淘汰されていった一方で、銀行業は、そのS&Lを吸収しながら、さらに異業種金融機関との競争を経ながら金融仲介業における自らの地位回復を果たした業種であり、それゆえ本稿の問題意識にあたって最も適した業種であると判断されるからである。

3) 例えばBaer and Brewer (1986) は、1982年のペン・スクウェア銀行破たんとして連動したコンチネンタル・イリノイ銀行の経営悪化時に、大口CD市場において2行のCDからの預金引き揚げが生じ、その結果同2行のCDのリスク・プレミアムが約63%上昇した事実を挙げて、このように銀行リスクの変動に反応した非付保預金者の市場行動が預金金融機関の経営を規律づける動力になりうると指摘していた (Baer and Brewer (1986), p. 30)。

4) Gilbert (1990), p. 4.

Ⅲ グラス・スティーガル法廃止論と金融規制・会計制度改革

(1) 二元的銀行会計制度の確立

本稿が着目している現代の銀行会計制度は、一般に金融規制目的上の会計領域と資本市場規制としての一般目的会計の領域という二つの会計領域から成り立っている。とくにその現代的な特徴は、この二つの領域が金融自由化を契機とした市場規律に基づく金融規制の思想のもとで、相互に密接な関係を形成するようになってきている点にある。この相互関係がはじめて明確に表れたのが1980年代以降のアメリカ銀行会計制度であった。この現代的な特徴を浮き彫りにするためには、それ以前の規制目的会計と一般目的会計とが分離独立していた時期、さらにさかのぼって一般目的会計がまだ銀行会計制度における固有の領域を獲得するに至らなかった時期におけるアメリカの銀行会計制度を振り返っておく必要がある。そこで本節のはじめに1980年代以前のアメリカ銀行会計制度を概観しておく。

アメリカの銀行会計制度では、長らく金融規制目的上の会計原則・基準であるRAPが支配的役割を演じてきた。その起源は1864年の国法銀行法制定とともに始まる国法銀行の監督制度の導入期にまでさかのぼることができる⁵⁾。この当時から1960年代まで、RAPは規制目的上監督当局への提出が義務づけられていた銀行財務諸表（通称コール・レポート）を作成する際の会計原則・基準であっただけでなく、実際上は銀行が株主向けに公表する公表財務諸表の作成上の会計原則・基準としても機能してきた。アメリカにおける資本市場規制としての会計原則・基準の総体を表すGAAP概念が確立するのは、1933年証券法および1934年証券取引所法制定後の1930年代における資本市場規制およびそのための財務公開制度の確立期であるが、銀行業は1964年に証券二法が改正された時まで同二法の適用対象外とされたため、この間、銀行会計制度には資本市場規制としての一般目的会計という領域そのも

5) この点に関しては、新祖（2010）を参照されたい。

のが存在していなかった。もとより預金を主たる資金源としており株式もほぼ店頭市場でのみ取引されていた銀行にとって、証券投資家を保護対象とする資本市場規制は無縁であった⁶⁾。銀行へのGAAPの適用ということ自体が制度上問題になりにくかったのである。

このような状況が大きく変わっていくのが銀行による資本市場への進出が積極化する1960年代であった。1964年の証券二法改正を皮切りに、銀行会計制度のなかに一般目的会計の領域が確立されていく。またそれに応じてRAPの内容が刷新されるとともに、RAPは規制目的上の会計原則・基準としての役割に集中し、公表財務諸表の作成基準としての機能を後退させていく。その結果、銀行会計制度には金融規制のための会計原則・基準としてのRAPと、資本市場規制のための会計原則・基準としてのGAAPという二つの会計領域が併存するという構造をとるようになった⁷⁾。

このような二分構造のもとで、銀行会計に関するGAAPの設定には会計原則審議会 (Accounting Principles Board: APB)、FASB、全米公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants: AICPA) といったGAAPの開発を担う会計基準設定主体が携わることとなったが、RAPの設定権限は依然として監督当局が掌握していた。この二元体制のもとで監督当局は、一方では、銀行会計に関するGAAPの充実化にあわせてそれを積極的にRAPに取り入れたり、さらには金利スワップへの公正価値会計の適用といったGAAPでは当時議論段階にとどまっていた会計問題に、RAP上で率先して対応するといった行動を見せた。しかし他方では、1980年代初頭のS&L危機に際して、当時のS&Lの監督当局であった連邦住宅貸付銀行理事会 (Federal Home Loan Bank Board: FHLBB) が、事実上破たんしていたS&Lを帳簿上延命させるために、GAAPから逸脱するような恣意的な会計処理の変更を実施するという行動も取っていた⁸⁾。この後者の点は、後述するRAPとGAAPの制度的な統合化の背景の一つでもあった。

6) 櫻田 (1995), 43-44頁。

7) 大石 (2012), 173頁。

8) 澤邊 (1998), 98頁。

以上が1980年代以前の銀行会計制度の基本構造である。1980年代以降の金融自由化政策を背景とした市場規律に基づく新しい金融規制・会計制度の導入は、このような二元的な銀行会計制度に対して新たな変革を要請した。それがRAPとGAAPの制度的統合化、すなわち銀行会計基準設定権限のGAAP設定主体への一元化であった。つぎにこの点を、1980年代におけるグラス・スティーガル法廃止論を素材にみていく。

(2) グラス・スティーガル法廃止論と銀行会計制度改革

アメリカ会計検査院 (Government Accounting Office: GAO) はすでに1970年代から銀行会計制度改革に関するいくつもの報告書を公表してきたが、1980年代になると、グラス・スティーガル法における銀証分離の廃止論を素材として、金融自由化のもとの新たな銀行規制・会計制度に関する調査報告や提言を精力的に行った。このGAOの一連の報告書を手掛かりに、RAPとGAAPの統合化と金融自由化との関係を明らかにしていく。

GAOは手始めにGAO (1983) およびGAO (1986) において、銀行業と証券業の競合化が進展するなかでの旧来の業態区分を前提とした預金者保護政策と証券投資家保護政策の比較検討を行い、それを通じて銀行会計制度の現状に対する認識を固めている。まずGAO (1983) では、以下のように預金者保護政策と証券投資家保護政策を比較し、情報開示の観点からみた場合の前者の不十分性を指摘している。すなわち、預金金融機関への主たる資金提供者である預金者を対象とした現行の預金者保護政策は、当該預金への公的保険を提供する預金保険制度の維持を政策目標とし、そのため預金金融機関の経営の安全性・健全性を確保して倒産リスクを最小化させる手段として各種直接規制を導入し、またその順守状況を連邦および州の監督当局が直接に監督、検査するという公的直接規制を政策内容としてきた⁹⁾。預金金融機関のRAPはこの公的直接規制に資することを目的とし、監督当局自身を主要

9) GAO (1983), pp. 30-31.

な財務諸表利用者と見立てて設計されてきた。監督当局が預金金融機関から提出を受けた財務諸表を預金者に開示することは行われていたものの、それは既存の預金者ないし潜在的預金者としての公衆一般に対する預金金融機関の情報開示義務に基づくものではなかった。一般に公衆が入手できる預金金融機関の財務情報は、次に述べる証券投資家保護政策の枠内にある一部の預金金融機関に限定されていた¹⁰⁾。

これに対して預金金融機関以外の金融仲介業を介して投資を行う投資家すなわち証券投資家に対する公的保護政策は、原則として当該投資にかかる諸リスクは投資家自身が負担するという発想から出発している。したがって、投資家へのリスク負担を正当化するための法規制として、市場の公正性と透明性を確保するため会計情報を中心とした経営情報の開示規制、すなわち資本市場規制としての財務公開制度が証券投資家保護政策の中心を占めることとなる¹¹⁾。いうまでもなくGAAP概念や公認会計士監査はこの財務公開制度の中核をなしており、この制度を通じて証券投資家は預金者よりも豊富な財務情報を証券発行会社から入手することができていた¹²⁾。

つぎにGAO (1986) では、このような現行制度に対する認識を踏まえて、預金金融機関の会計制度におけるRAPとGAAPの関係に焦点を絞り、その現状把握を行っている。その結果は表1に示しているように、恣意的なRAPの変更を行ったFHLBBを除き、銀行監督当局である連邦準備制度(FRS)、連邦預金保険公社(FDIC)、財務省通貨監督庁(OCC)は、事実上RAPの過半にGAAPを採用していた。これは、上述したように二元的銀行会計制度のもとでの監督当局自身の判断によるものであり、すでに1980年

10) GAOが当時調べたところによると、約650の銀行持株会社と約570の銀行がこれに該当していた (GAO (1983), p. 54)。

11) GAO (1983), pp. 41-42. ただし、1970年に成立した証券投資家保護法のもとで、証券業にも預金保険制度に類似した保険制度が導入された。ただしここでの保証対象は、ブローカー・ディーラーの倒産時にそれらが顧客勘定上で保有する一定額 (証券は50万ドル、現金は10万ドル) 以下の証券ないし現金の現物での返還に限定されており、また現物証券の返還の場合、証券の価格下落による損失は保証対象に含まれていない。

12) GAO (1983), p. 54.

表1 預金金融機関におけるRAPとGAAPの相違

取引項目	監督当局			
	連邦住宅貸付 銀行理事会 (FHLBB)	連邦準備制度 (FRS)	連邦預金 保険公社 (FDIC)	財務省 通貨監督庁 (OCC)
会計原則…現金主義 (RAP) 対発生主義 (GAAP)	RAP-①*1	GAAP	GAAP	GAAP
無形資産…のれん	RAP-②	RAP-②	RAP-②	RAP-②
リコース付での売掛資産の売却	GAAP	RAP-①	RAP-①	RAP-①
トレーディング勘定での証券売買 取引	GAAP	RAP-①	RAP-①	RAP-①
劣後債の発行	RAP-①	GAAP	GAAP	GAAP
セール・アンド・リースバック取 引	GAAP	RAP-①	RAP-①	RAP-②
先物取引	RAP-①	RAP-①	RAP-①	RAP-①
貸付金およびいくつかの証券の売 却にかかる利得・損失	RAP-①*2	GAAP	GAAP	GAAP
買収資金融資、開発融資、建設融 資	RAP-①	GAAP	GAAP	GAAP
固定資産の時価による帳簿価額の 切り上げ処理	RAP-①*3	GAAP	GAAP	GAAP
貸付金の組成に伴う受払手数料	RAP-①	GAAP	GAAP	GAAP
モーゲージ貸付の取得に伴うブレ ミアム・ディスカウント	RAP-①	GAAP	GAAP	GAAP
ローン・コミットメント手数料	RAP-①	GAAP	GAAP	GAAP
転換社債	RAP-①*4	GAAP	GAAP	RAP-①*4
貸倒引当金の設定	RAP-①	GAAP	GAAP	GAAP
預金金融機関が開発した不動産の 売却	RAP-①	GAAP	GAAP	GAAP
空売り	RAP-①	GAAP	GAAP	GAAP
FHLBBによる資本援助証書	RAP-①	N/A	RAP-①	N/A
銀行引受手形の引き受け	N/A*5	RAP-①*5	RAP-①*5	RAP-①*5
実質的デファイザンス	GAAP	RAP-①	RAP-①	RAP-①
繰延税金資産 (純額)	GAAP	GAAP	RAP-②	RAP-②

RAP-①…GAAPと異なる会計処理がRAPとして採用されている場合を表す。これはさらに、GAAPとの選択適用が認められている場合とRAPの強制採用が義務付けられている場合とに分かれている。

RAP-②…GAAPの会計処理をベースとしながら、GAAPの会計処理そのものに認められている一定の選択の幅がRAPでは制限されている場合を表す。

N/A…会計処理の対象となる取引自体が発生しない場合を指す。

* 1 ……総資産1000万ドルを超える貯蓄貸付機関はGAAPにしたがって発生主義を適用しなければならない。

* 2 ……FHLBBが公表した直近の規則によると、1984年10月28日以降に実施したモーゲージないしモーゲージ関連証券の売却、または負債証券の取得に係る実現利得・損失の会計処理はGAAPに準拠しなければならないよう変更された。

* 3 ……FHLBBは、貯蓄貸付機関が保有する店舗用土地および建物の時価評価による帳簿価額の切り上げ、およびそれともなう未実現利得の自己資本への計上を一度だけ認めている。ただし、当該時価評価は1987年1月1日以前に実施しなければならない。

* 4 ……GAAPと異なる内容のRAPは連邦監督当局の管轄下にある金融機関にのみ適用されるものであり、州監督当局の管轄下にある貯蓄貸付機関はGAAPに準拠しなければならない。

* 5 ……銀行引受手形の引き受けに関するGAAPは公表されていない。

(出所) GAO (1986), p. 10より筆者作成。

代前半時点でRAPとGAAPの事実上の統合化が一定程度形成されていた。

GAO (1986) では以上のような現状把握とともに、GAAP概念の再確認も行われている。すなわち、銀行その他の経済的実体に関する財務諸表の有用性は、第一に当該財務諸表が一貫して適用される会計基準に基づいて作成されていること、第二に財務諸表利用者がそのような財務諸表を入手できること、この2つの条件を満たしてはじめて確保されるといい、そしてこのような条件を満たすのがGAAPであるという。なぜなら、ある会計処理がGAAPとして認知されていることのうちには、当該会計処理が特定の時点における取引の適切な記録および外部報告の方法であるという合意をすでに会計専門家から付与されているという社会的推定が含蓄されているからだという¹³⁾。ここではGAAPという概念自体の社会的妥当性が強調されている。

さて、GAOは以上のように金融規制・会計制度の現状を整理したあと、その内容を引き継ぎながら、GAO (1987) を皮切りにGAO (1988a), (1988b), (1988c), (1992) を通じてグラス・ステイーガル法廃止論に関する自身の見解を公表していく。この一連の報告書や議会証言のなかでのGAOの姿勢は終始一貫していた。すなわちGAOは、金融自由化の中での銀行業と証券業の競合化の進展は、証券業を梃子とした銀行の競争力回復や競争拡大による金融市場全体の効率化をもたらし、さらにはアメリカ国内の投資需要を刺激して景気回復にまで貢献しようという廃止肯定派の主張を認めながらも¹⁴⁾、それによって銀行が証券業に付随する新たなリスクにさらされる可能性を、健全な銀行システムの維持という観点から危惧していた¹⁵⁾。そこでGAOは、

13) GAO (1986), p. 8.

14) なお、グラス・ステイーガル法廃止肯定派は、そもそも銀行による証券業への従事が高リスクであるという理解自体を否定していた。それだけでなく、1920年代における銀行業による証券業務の実態を分析して、そもそもグラス・ステイーガル法の銀証分離規制自体が誤った政策であったと主張していた。この点に関してはウェルター(1990)を参照。

もっともリーマン・ショックを経験した今日においては、このように銀行による証券業務が必ずしもリスク・テイクの拡大にはつながらないとの見解は、事実が否定しているといえるだろう。

15) GAO (1987), pp. 2-3, GAO (1988a), p. 5 and pp. 28-29, GAO (1988b), pp. 6-7, GAO (1988c), p. 2, GAO (1992), pp. 8-9.

このようなグラス・スティーガル法廃止による銀行業の成長と銀行システムの安全性・健全性との間のトレード・オフを調和するために、新たな銀行規制・会計制度の必要性を提唱した。それは次の二つの規制から構成されていた。一つは、証券業に伴うリスクを銀行本体から乖離させるためのファイアウォール規制として、銀行持株会社の証券子会社に対してのみグラス・スティーガル法が禁止してきた銀行による証券業を容認するというものである¹⁶⁾。もう一つは、銀行が行う証券業にかかるリスクの正確な情報を入手し、それを預金保険の対象に含まれていない銀行の証券部門の顧客や潜在的顧客である公衆に提供するために、資本市場規制としての財務公開制度を中心とする証券投資家保護政策を銀行規制・会計制度に盛り込む形で、銀行規制への市場規律を導入または強化することであった¹⁷⁾。

この二つの新たな銀行規制のうち、GAOがより力点を置いていたのは後者の方であった。なぜなら、前者のようなファイアウォールの強化は、いうまでもなくグラス・スティーガル法廃止の目的と相反するからである。つまりGAOが描いていたグラス・スティーガル法廃止後の金融規制の基本軸は、資本市場が肥大化するなかで、銀行が証券業を通じて積極的なリスク・テイク活動に従事することが不可避である以上、そのリスクを背負うべき当事者は何よりも銀行への出資者たる民間部門であり、この民間部門がまずもって銀行システムの安全性・健全性を維持する役割を担うべきであり、政府の規制はあくまで民間部門のリスク負担をサポートするために存在するというものであった¹⁸⁾。このことを実現するためには、自己資本規制の強化や金融機関のコーポレート・ガバナンスの強化とともに民間部門への情報開示の徹底が必要であるとされ、そこで財務公開制度を中心とした証券投資家保護政策を銀行規制・会計制度に移入することが、グラス・スティーガル法廃止後を想定した新たな金融規制・会計制度にとって不可欠であるとGAOは考えて

16) GAO (1988a), pp. 6-7, GAO (1988b), p. 1.

17) GAO (1987), p. 17, GAO (1988a), p. 8.

18) GAO (1991), p. 1, GAO (1993), p. 5.

いた¹⁹⁾。そしてファイアウォール規制もまた、このような銀行規制への財務公開制度の拡充による市場規律の強化を前提としてはじめて、その効力を発揮するという²⁰⁾。

GAOによれば、このような銀行規制の発想の転換を具現化したのは、1991年に成立したFDICIAであった²¹⁾。FDICIAが制定された直接的な背景は、1980年代にS&L危機や銀行危機を生じさせた一因であった当時の預金者保護政策の欠陥に対処するためであったが、重要な点は、だからといってFDICIAが旧来の預金者保護政策の単なる強化を目的として制定されたものではなかった点であった。すなわち、銀行の積極的なリスク・テイクを禁止したり、あるいはプルーデントな貸付だけに銀行を束縛するのではなく、むしろFDICIAが定める諸規則を順守するかぎりにおいてそのようなリスク・テイク活動を銀行が追求することを容認する。その代わりに、そうした活動にかかるリスクは預金保険システムから切り離して銀行自身およびその投資家に請け負わせ、そのためには、市場規律の思想に基づく財務公開の徹底を図る、というのがFDICIAの基本理念であるとGAOは評価していた²²⁾。

そこでFDICIAに盛り込まれた新たな規制は、銀行の投資家層が銀行の経営リスクを正確に評価できるよう、銀行の内部統制と財務公開の強化を図ることを軸としていた。FDICIAが銀行会計制度の領域においてとくに重要な意味を有するのは次の2点にあった。第一に、銀行のRAPは原則としてGAAPと一致していなければならない。監督当局がGAAPと異なるRAPを独自に採用する場合には、その会計処理は銀行業の安全性・健全性の観点からGAAPよりも厳格なものでなければならない(FDICIA第121条)。第二に、監督当局はこの会計原則・基準上のルールを前提として規制上の自己資本比率を算定し、その数値に応じて銀行を五段階の規制格付(CAMELレーティング)にはめ込む。監督当局による銀行への介入措置はCAMELレーティン

19) GAO (1988c), pp. 9-11.

20) GAO (1988b), p.9. GAO (1988c), p. 9.

21) GAO (1993), p. 3.

22) GAO (1993), pp. 4-5.

グが下がるにつれて厳格化する²³⁾。

GAOは、このように資本市場規制としての財務公開制度を軸とした新たな銀行規制を導入することは、銀行の株主や非付保の債権者はいうまでもなく、付保預金者にも、開示された財務情報を通じて銀行のリスクに対する理解を深めさせ、その認識が付保預金者その他の諸投資家が行う投資ないし預金行動に投影されることを通じて、銀行規制への市場規律の浸透が強まると評価した²⁴⁾。こうして銀行のリスクを民間部門にも分担させることで預金保険基金の負担を軽減し、それを崩壊の危機から救い出すというのがFDICIAの目的であった。それはまた、グラス・スティーガル法廃止論を中心とした金融自由化の流れに応じた新たな銀行規制・会計制度の構築の第一歩でもあった。市場規律の導入は銀行会計制度におけるRAPとGAAPの制度的統合化をもたらし、その帰結として、自己資本比率規制など監督当局銀行規制上用いる会計数値は、GAAPをベースとして算出することが法定された。銀行会計制度におけるRAPとGAAPの制度的統合化は、金融自由化を背景とした市場規律に基づく金融規制の導入がもたらした、新たな会計制度現象であった。

もっとも、この制度的統合化に向けた動きそのものは、FDICIA制定以前から監督当局の独自判断によっても推し進められていた。例えばFRBは、1988年時点で自身のRAPであるレギュレーションFを全廃し、以後はGAAPに全面的に依拠するという規制の改正を実施していた²⁵⁾。GAOだけでなく監督当局もまた、金融自由化を前提とした資本市場規制としての財務公開制度の銀行規制への導入を志向していたと指摘できよう²⁶⁾。このような点に

23) 銀行財務諸表の監査制度に関してGAOは、GAO (1991) で、監督当局に提出するコールレポートや内部統制に関する報告書に対する公認会計士による年度監査の義務化を推奨していたが (GAO (1991), pp. 8-10)、FDICIAでは社外取締役で構成される独立の監査委員会による監査が義務化されるにとどまった (GAO (1993), pp. 8-9)。したがってFDICIA制定後も制度上公認会計士監査が義務づけられている銀行は、SECの登録下にある銀行または銀行持株会社だけである。

24) GAO (1993), p. 5.

25) 54 FR 49374. これに対してOCCはFDICIA成立後の1992年に同様の改正を行った (57 FR 46084)。

着目すれば、FDICIAにおけるRAPとGAAPの統合規定の導入の意義は、すでに既定路線化しつつあった方向性に法的承認を付与したという点に求めることもできる。いずれにしろ、FDICIA第121条の規定によって監督当局は、RAPの設定権限をGAAPの設定主体であるFASBに委譲することとなり、以後RAPに関する監督当局の中心課題はGAAPとの差異を解消することに絞られることとなった。

IV 国際金融規制における市場規律思想の波及

前節では1980年代のアメリカを対象に金融規制への市場規律の導入過程をみてきたが、この新たな金融規制の展開は1990年代には国際金融規制の領域にも波及していった²⁷⁾。そこでつぎに国際金融規制に視点を移してみる。なお、前節まではRAPに対置される資本市場規制上の会計原則・基準としてGAAPという用語を用いてきたが、これはアメリカ国内の会計制度上の概念であり、国際金融規制の場合にRAPと対置されているのは、GAAPも含めた各国の資本市場規制上の諸会計原則・基準、およびIASC・IASBが公表してきた国際会計基準の全てである²⁸⁾。以下ではこれらをまとめて国際的な資本市場規制上の諸会計原則・基準と表現する。

国際金融規制の中心的な担い手は国際決済銀行（Bank for International Settlements: BIS）に設置されているバーゼル銀行監督委員会である。バーゼル銀行監督委員会による国際金融規制への市場規律の導入は、各国多国籍銀行を対象とした自己資本比率規制であるBIS規制（バーゼル I）の改正作業を通じて行われてきた。バーゼル銀行監督委員会は、1988年にバーゼル I を公表した直後から、市場規律による国際金融規制の強化を唱えてきた。例

26) 例えばFRBについては、グリーンズパン（2007）、162頁を参照。

27) Bliss（2004）、p. 37.

28) 例えば2000年代初頭時点で世界各国の銀行会計基準は、国際会計基準、GAAP、両者の混合、いずれとも異なる独自基準、の四類型に分かれていた（Barth, et al. (2006), pp. 143-144）。

えば、国際決済銀行が1989年に公表した年次報告書のなかでバーゼル銀行監督委員会は、バーゼル I に対して銀行が適度な水準で行うリスク・テイク活動までも阻害しかねないという批判が寄せられていることを認め、また米 S&L 危機を引き合いに出しながら、監督当局の不適切な介入を防ぐためにも金融規制における市場規律の拡充の必要性を提唱していた²⁹⁾。

そこでバーゼル銀行監督委員会が目指した具体的な方向性は、銀行への資金提供者に対する銀行の財務・リスク情報の積極的開示や、銀行独自のリスク管理実務の自己資本比率規制への反映をバーゼル I に組み込むことで、自己資本比率規制への市場からのインセンティブを高めることであった。その成果が、2004年に公表（適用は2007年度から）した改正BIS規制（バーゼル II）であった³⁰⁾。バーゼル II の第三の柱「市場規律」がまさしくそれに当たり、その目的は、資金提供者が銀行の経営状態を外部評価する際に必要となる財務リスク情報の開示を充実させることで、銀行規制における市場規律の実効性を向上させることとされた。

第三の柱の開示項目は多岐にわたり、またそのなかには非会計の情報も多く含まれているが、本稿での関心は、これら市場規律を高めるとされる国際金融規制上の諸情報と国際的な資本市場規制上の諸会計原則・基準とを、バーゼル銀行監督委員会がどのように関連づけていたのかという点にある。この点についてバーゼル銀行監督委員会は、バーゼル II のなかで、第三の柱の開示項目は国際的な資本市場規制上の諸会計原則・基準と齟齬を来さないようにする必要があり、とくに最低所要自己資本の額およびその構成項目の開示条項の設定に当たっては、資本市場規制上の会計原則・基準における自己資本の開示基準と極力差異が生じないように配慮しているとしている³¹⁾。また、銀行がすでに国際的な資本市場規制上の会計原則・基準または証券監督当局が定める上場規定に従って特定の開示を行っている場合、それらの開示

29) BIS (1989), pp. 75-76.

30) バーゼル II に関しては、佐藤 (2007) を参照。

31) Basel Committee on Banking Supervision (2004), par. 813.

内容と第三の柱での開示条項との重要な差異を説明することを条件として、国際的な資本市場規制上の会計原則・基準に依拠した開示内容でもって第三の柱の開示条項を満たすことを認めている³²⁾。

またバーゼル銀行監督委員会は、第三の柱における重要性の概念について、それは国際会計基準ないし各国会計基準で採用されている重要性概念と一致しているとの見解を示している。すなわち、第三の柱の開示範囲に関わる重要性の原則の判断は、監督当局の規制に関わる情報ニーズではなく、国際的な資本市場規制上の諸会計原則・基準の主たる情報利用者とみなされている証券投資家の情報ニーズに基づく方が、市場規律の趣旨に適合している³³⁾。このようにバーゼル銀行監督委員会は、バーゼルⅡ第三の柱と国際的な資本市場規制上の諸会計原則・基準との連携を明確にし、後者の上位性を認めている³⁴⁾。

バーゼル銀行監督委員会のこのような考え方のベースとなっているのが、バーゼルⅡに先立つ1997年公表『効果的な銀行監督のための基本原則』(Basel Committee on Banking Supervision (1997))における情報開示原則である。これは、バーゼル委員会が各国銀行監督当局および国際銀行監督機関が銀行監督上の原則として採用すべき25の原則を記した文書であるが、その第21番目の原則として、銀行の情報開示に関して次のような原則を提示している。まず各国の監督当局は、自国の銀行に対して、監督当局に銀行の財政状態および収益性の真実かつ公正な概観を提示でき、かつ当該銀行が定期的に公表する基本財務諸表上で開示している一貫した会計方針および会計実務に基づく会計記録を維持させなければならない。ただし、その際銀行に採用を認める会計方針および会計実務は、国際的に広く受け入れられており、かつ銀行業を固有の対象とした会計原則・基準に準拠したものでなければならない。そして、必要であれば各国の監督当局は、銀行に対して外部監

32) Basel Committee on Banking Supervision (2004), par. 814.

33) Basel Committee on Banking Supervision (2004), par. 817.

34) 「バーゼルⅡの精神は、金融規制が現時点での市場における最適な実務へと接近していったことを示す」(Tstsaronis (2004), p. 84)

査を義務づけるべきである。また、各国の監督当局は、銀行監督における市場規律を高めるために、監督当局への財務情報の提出とは別に、投資家や公衆一般に向けた時宜的で正確な財務情報の開示も銀行に義務づけるべきである³⁵⁾。このように、バーゼル銀行監督委員会は国際的な資本市場規制上の諸会計原則・基準にRAPが収斂する形での両者の統合を銀行監督上の基本原則として掲げており、バーゼルⅡ第三の柱はそれを国際金融規制の領域で具現化したものであったといえる。

ただし、国際金融規制におけるRAPと国際的な資本市場規制上の諸会計原則・基準の統合化の形には、アメリカのそれとは異なる特徴も見られる。アメリカにおけるRAPとGAAPの統合化が法的に制度化されているのに対して、国際金融規制の場合には、RAPと国際的な資本市場規制上の諸会計原則・基準の統合関係は、つぎのようにバーゼル銀行監督委員会の声明や公的文書を拠り所とするといった、アメリカの場合と比較すると緩やかな制度化の形態をとっている。すなわちバーゼル銀行監督委員会は、ある会計基準が国際金融規制上のRAPとしても有益であるためには、銀行が行うリスク管理実務の実態に即した高品質な会計情報の公表、会計基準の実務上の実行可能性、透明性確保による市場規律の向上、ブルーデントかつ効率的な金融規制の実現など、バーゼル銀行監督委員会が定めた金融規制に資するための3つの一般規準と10の個別規準を満たす必要があるとし、現行会計基準がこれらの規準を満たしているかどうかを常に評価するという姿勢をとっている³⁶⁾。もっとも、既存の会計基準が以上の規準を満たしていないからといって即座に、バーゼル銀行監督委員会が独自にRAPを設定するというわけではなく、あくまで基本原則としては、RAPは国際的な資本市場規制上の諸会計原則・基準に準拠するべきであるとしている³⁷⁾。つまりバーゼル銀行監督委員会は、原則としては、国際的な資本市場規制上の諸会計原則・基準

35) Basel Committee on Banking Supervision (1997), p. 6 and pp. 35-37.

36) Basel Committee on Banking Supervision (2000), pp. 9-10.

37) Basel Committee on Banking Supervision (1997), p. 35.

を、国際金融規制上のRAPの基盤に据えることを支持しているものの、独自に一般規準や個別規準を掲げることで、国際的な資本市場規制上の諸会計原則・基準の設定主体であるIASC・IASBやFASBその他各国の会計基準設定主体を牽制している。

V 市場規律思想を支えるエージェンシー理論

これまでみてきたように、1990年代以降、金融規制への市場規律の導入およびそれに伴う銀行会計の統合化現象は、アメリカのみならず国際金融規制の領域にも浸透していくことで、その方向性はますます普遍的な性格を持ち合わせてきた。それにあわせて、金融規制と市場規律の論理関係も精練されてきた。すなわち、銀行の資金調達に占める市場性資金の増加は、エージェンシー理論に基づく銀行モニタリングの論理に説得力を与えるようになってきたのである³⁸⁾。預金保険制度を重視すると、それを維持するために保険提供者である政府による銀行の直接監視・規制方式の優位性が導き出されるが、保険対象でない市場性資金である株式や劣後債その他非付保預金の提供者と銀行との資金関係が強まると、規制者としての政府と被規制者としての銀行という関係は後退して、その代わりにプリンシパルとしての非付保の投資家とエージェンシーとしての銀行経営者という関係の方がクローズアップされやすい。この関係性のもとでは、銀行経営者は、理念的には、非付保投資家の代理人として、提供された投資資金のリターンを最大化し、そこから報酬を受け取るとを行動原理とするとされている。しかし現実には、情報の非対称性が存在するため、エージェンシーはプリンシパルの完全な従属変数として機能しない。投資にかかるリスク情報がプリンシパルとエージェントの間で共有されない場合には、エージェンシーがプリンシパルに対する独立変数として行動することになる³⁹⁾。

38) エージェンシー理論に基づく銀行モニタリングの論理に関しては、Bliss and Flannery (2000) およびBliss (2004) を参照。

したがって、エージェンシー理論を基礎とすると、情報の非対称性に起因するエージェンシーとプリンシパルとの利害対立を回避するために、リスク評価の基礎となる経営財務情報、しかも市場が公正妥当とみなす情報の強制開示が社会的に要請されることになる。この種の情報が市場に開示されれば、非付保投資家は、その情報に基づいて銀行の経営リスクを評価し、銀行経営者のリスク・テイクが適切であるかどうかをモニタリングし、また不適切な経営者の判断に対しては株式や債券の売却など株価に直接影響を与える行動で反応することで経営者の判断を矯正することが可能となる⁴⁰⁾。さらに、プリンシパルは株価低下や減益情報などネガティブな市場情報により敏感に反応する傾向があり、そのような損失への恐怖が銀行モニタリングの強力なインセンティブとなって、銀行経営者に対して監督当局の介入よりも迅速に経営健全化を動機づけるという、早期是正措置の役割も果たすとされている⁴¹⁾。

エージェンシー理論は、プリンシパルの反応はすべて株価に現れること、および株式の市場価格は没個人的な多数の証券投資家によって与えられるバイアスのない市場価格であることを前提としている⁴²⁾。市場からの価格シグナルには銀行のリスクに対するプリンシパルの評価が内包されていると前提するからこそ、株価やその構成要素である銀行の財務、リスク情報をプリンシパルが正確に評価できれば、株価を通じた銀行のモニタリングや株価変動をもたらず直接的行動を通じて、銀行経営者に安全かつ健全な銀行経営の維持を規律づけることができるという。

したがって、エージェンシー理論をベースとした市場規律に基づく銀行規

39) 例えば銀行の場合、経営者が自己の報酬を最大化させる目的で証券業に進出するなどハイ・リターンだがハイ・リスクな事業分野に進出した場合、プリンシパルは当該事業にかかるリスク情報を入手できなければ、ハイ・リターンの面に踊らされて一方的に投資を増やす結果、知らない間にハイ・リスクを背負わされ、このリスクが発現すると、プリンシパルが一方的に損失を被ることになる。

40) 前者は間接的市場規律または事前の (ex ante) 市場規律と呼ばれ、後者は直接的市場規律または事後の (ex post) 市場規律と呼ばれる。

41) Herring (2004), pp. 367-368.

42) Herring (2004), pp. 364-365.

制を成立させるためには、資本市場への経営財務情報の開示が不可欠であるとされる。この条件のなかには、開示される情報は、市場で公正妥当との信認を得ているとみなされている会計原則・基準に則っているべきであるという前提が暗黙の裡に含まれている。そして監督当局が果たすべき役割は、預金保険制度の維持、拡充や、直接規制による銀行経営の安全性・健全性の確保ではなく、金融規制緩和を前提とした環境下で、増大する銀行の経営リスクを正確に把握し、そのリスク情報を市場に開示するための財務公開制度の拡充や、銀行経営者が経営リスクを銀行内部で適正に管理、運営していることを市場に保証するためのコーポレート・ガバナンスの充実を目指すことであるとされる⁴³⁾。こうしてエージェンシー理論は、金融自由化のなかで財務公開制度の拡充を中軸とした市場規律に基づく金融規制・会計制度の確立を、理論面から支持する役割を果たしてきたといえる。

ただし、情報開示を通じた市場規律の導入が、本当に銀行システムの安全性の維持に資するかどうかについては、実証されていないという指摘もある⁴⁴⁾。とくにリーマン・ショックを目の当たりにした今日では、市場規律に基づく金融規制の有効性について改めて検討する余地があるだろう。

VI おわりに

本稿では、規制目的会計と一般目的会計の制度的統合化に至る1980年代以降の金融規制・会計制度の変容過程を、金融自由化政策と関連づけて考察した。グラス・スティーガル法廃止論に代表される金融規制緩和の環境下での銀行業の経営展開を支えるべく、それに即した新たな金融規制・会計制度として導入されたのが、市場規律思想を重視した財務公開制度の拡充を基軸とする金融規制であった。規制目的会計と一般目的会計の制度的統合化はこの市場規律に基づく金融規制の柱の一つとなっている。

43) Barth, et al. (2006), p. 310.

44) Rochet (2004), p. 60.

このように、規制目的会計と一般目的会計の制度的統合化と金融自由化政策とは不可分の関係にあるといえるが、このような制度環境のもとでは、一般目的会計上の会計基準・規制目的会計の役割も果たすことになる。そうになると、一般目的会計上の会計基準の開発をめぐる、監督当局と会計基準設定主体との関係は、およそつぎのようにならざるを得ないものと考えられる。

まず、監督当局からみて、規制目的会計と一般目的会計との制度的統合化は、前者の設定権限を後者の設定主体であるFASBやIASC・IASBなどに委譲することを意味した。アメリカにおいては、監督当局はGAAPとして採用された会計処理を、原則としてそのままRAPとしても採用しなければならず、それゆえGAAPにしたがって算定される財務数値を、自己資本比率規制など金融規制で用いる財務指標の基礎数値としても使用しなければならない。しかし監督当局は、GAAPの開発過程に直接加わることはできない。そこで監督当局は、GAAPの設定主体であるFASBとの間で、具体的な会計基準設計の方向性に齟齬が生じる場合、GAAPの開発過程の外部からFASBを牽制するしかない。国際金融規制の場合には、RAPと国際的な資本市場規制上の諸会計原則・基準との間の制度的な統合関係が、アメリカのそれよりも緩やかである分、監督当局であるバーゼル銀行監督委員会からの牽制も強いといえる。会計統合の形態の相違は、このように会計基準の開発をめぐる
当事・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

もっとも、そもそも監督当局にとって、RAPとGAAPや国際的な資本市場規制上の会計原則・基準との統合化の意義は、情報開示規制を拡充する代わりに規制緩和後の自由な業務展開を保証するという、あくまで金融自由化への順応を図る預金融融機関に適した規制環境を提供する点にあった。このことを思い浮かべると、FASBやIASC・IASBなど会計基準設定主体が新たに導入しようとする会計基準が、このような監督当局の要望に合致するかぎりでは、両者の間に対立関係が生じることはないといえる。

しかし反対に、会計基準設定主体の目指す方向がそれと抵触するおそれが

ある場合には、監督当局と会計基準設定主体との間で会計基準設計をめぐる緊張関係が生じる。会計基準設定主体がこのような緊張関係を回避しようとすれば、監督当局の意向を取り入れるよう、当初の路線を変更することになるだろう。会計基準設定主体は、規制目的会計と一般目的会計との制度的統合化のもとで、前者の実質的な設定権限も獲得することとなったがゆえに、かえって、金融規制上の機能をより意識しながら一般目的会計上の会計基準を開発する必要性に迫られることにもなる。その結果、会計基準設定主体が新たに公表する資本市場規制上の会計原則・基準の内容が、当初自身が描いていた方向性とは異なるものになるという逆説的な事態が起きることも考えられる。このような譲歩は、会計基準の設定に関与する当事者間の政治的な力関係に起因しているようにみえるが、その根底には、金融自由化というマクロ経済の大きなうねりが存在している。

以上のように規制目的会計と一般目的会計の制度的統合化のもとの会計基準開発をめぐる監督当局と会計基準設定主体の関係を整理すると、現実にはこのような制度環境のもとで公表されてきた現行の金融商品会計基準である混合属性会計の存在意義は、はたしてどのように捉えられるだろうか。周知のように、混合属性会計は金融商品会計をめぐる全面公正価値会計論と部分公正価値会計論との対立の産物である。前者を支持してきたのがFASB, SEC, IASC (現IASB) であり、後者を支持してきたのが金融監督当局および銀行業界であった。両者は金融商品の公正価値会計論が議論の俎上に挙げられた当初から、トレーディング活動や公正価値ベースの高度なリスク管理技術を適用している分野への公正価値会計の適用にはともに賛成してきたが、伝統的なバンキング部門に属する証券投資活動への公正価値会計の導入に関しては、激しい意見の対立をみせてきた。この対立はいまでも続いている。現行会計基準として採用されている混合属性会計は、このような緊張関係の産物であり、それはFASBやSECが志向していた公正価値会計の適用拡大といえるような一面をもつ。しかし、アメリカの金融規制における売却可能有証券の未実現利得・損失の自己資本比率規制上の取り扱いにみられ

るように、混合属性会計はじつは根底においては部分公正価値会計を求める監督当局や銀行業界の要求に沿った会計処理であるともいえる⁴⁵⁾。このような二面性を有することから、混合属性会計は監督当局と会計基準設定主体との間の妥協の結果であるといわれる。しかし、それが規制目的会計と一般目的会計との統合化のもとでの金融自由化への会計的対応という意味を帯びているとすれば、この点を抜きにして混合属性会計の本質的意義に迫ることはできないのではないだろうか。本稿の目的はこのような問いを浮かび上がらせるために、1980年代以降の金融規制・会計制度の展開を金融自由化への対応という視点から素描してみた。それが粗いスケッチでありいまだ考察が十分でないことを自覚しつつ、より詳細な分析と残された論点の検討は、今後の課題としたい。

(参考文献)

- Baer, H., and E. Brewer. (1986) "Uninsured Deposits as a Source of Market Discipline: Some New Evidence," Federal Reserve Bank of Chicago, *Economic Perspectives*, September/October.
- Bank for International Settlements (BIS). (1989) *59th Annual Report*.
- Barth, J. R., G. Caprio Jr., and R. Levine. (2006) *Rethinking Bank Regulation: Till Angels Govern*, Cambridge: Cambridge University Press.

45) この典型例がアメリカにおける売却可能有価証券の会計処理である。売却可能有価証券の意実現利得・損失は、第一に損益計算書に計上されない。そして第二に、それはGAAP上では自己資本に計上されるが、アメリカの金融規制においては、自己資本比率の算定においては自己資本から除外されることとなっている。これはアメリカの監督当局がそのような計算方法の採用を決定したからであるが、この決定はFDICIA制定後に採用された方針であるため、一見するとFDICIA第121条に反するようにみえる。しかし監督当局はこの条文を独自に解釈することで、上記計算方法はFDICIAに反しないとの立場をとっている。これは監督当局によるGAAPからのカーブ・アウトといわれるが(大石(2012), 178頁)、重要な点は、GAAPの包括利益概念およびそれを前提とした売却可能有価証券の会計処理そのものが、監督当局の独自解釈を成立させる根拠として機能している点である(新祖(2008), 177頁)。つまりGAAPがカーブ・アウトを可能にする条件を提供しているのである。

- Basel Committee on Banking Supervision. (1997) "Core Principles for Effective Banking Supervision," Basel, September.
- Basel Committee on Banking Supervision. (2000) "G7 Finance Ministers and Central Bank Governors on International Accounting Standards," Basel, April.
- Basel Committee on Banking Supervision. (2004) "International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards," Bank for International Settlements, June.
- Bliss, R. R. (2004) "Market Discipline: Players, Processes, and Purposes," *Market Discipline across Countries and Industries*, Cambridge, Mass.: The MIT Press.
- Bliss, R. R., and M. J. Flannery. (2000) "Market Discipline in the Governance of U.S. Bank Holding Companies: Monitoring vs. Influencing," Federal Reserve Bank of Chicago, *Working Paper Series of Research Department WP 2000-03*.
- U.S. General Accounting Office (GAO). (1983) "Survey of Investor Protection and the Regulation of Financial Intermediaries," Study by the Staff of the U.S. General Accounting Office, GGD-83-30.
- GAO. (1986) "Bank Regulation: Information on Independent Public Accountant Audits of Financial Institutions," Fact Sheet for the Chairman of the Subcommittee on Commerce, Consumer and Monetary Affairs, Committee on Government Operations, House of Representatives, GGD-86-44FS.
- GAO. (1987) "Bank Powers: Insulating Banks from the Potential Risks of Expanded Activities," Report to the Chairman, Committee on Banking, Housing and Urban Affairs, U.S. Senate, and the Chairman, Committee on Banking, Finance and Urban Affairs, House of Representatives, GGD-87-35.
- GAO. (1988a) "Bank Powers: Issues Related to Repeal of the Glass-Steagal Act," Report to the Honorable Edward J. Markey, Chairman, Subcommittee on Telecommunications and Finance, Committee on Energy and Commerce, House of Representatives, GGD-88-37.
- GAO. (1988b) "Using "Firewall" in a Post Glass-Steagall Banking Environment," Testimony before the Subcommittee on Telecommunications and Finance, Committee

- on Energy and Commerce, House of Representatives, T-GGD-88-25.
- GAO. (1988c) "Safeguards that Need to Accompany Changes to Glass-Steagall Laws," Testimony before the Subcommittee on Oversight and Investigations, House Committee on Energy and Commerce, House of Representatives, T-GGD-88-51.
- GAO. (1992) "Financial Services Industry Issues," Transition Series, OCG-93-10TR.
- GAO. (1991) "Failed Banks: Accounting and Auditing Reforms Urgently Needed," Report to Congressional Committees AFMD-91-43.
- GAO. (1993) "Banks and Thrifts: Safety and Soundness Reforms Need to be Maintained," Testimony before the Committee on Banking, Housing and Urban Affairs, U.S. Senate.
- Gilbert, R. A. (1990) "Market Discipline of Bank Risk: theory and Evidence," Federal Reserve Bank of St. Louis, Review, Vol. 72, No. 1.
- Herring, R. J. (2004) "How can the Invisible Hand Strengthen Prudential Supervision? And How can Prudential Supervision Strengthen the Invisible Hand?" *Market Discipline across Countries and Industries*, Cambridge, Mass.: The MIT Press.
- Rochet, J. C. (2004) "Market Discipline in Banking: Where Do We Stand?" *Market Discipline across Countries and Industries*, Cambridge, Mass.: The MIT Press.
- Tsatsaronis, K. (2004) "Comments on the Theory of Market Discipline," *Market Discipline across Countries and Industries*, Cambridge, Mass.: The MIT Press.
- インゴ・ウェルター編 (1990) 『銀行の証券業務参入—グラス＝スティーガル法の改正』 皆藤実・川口恭弘訳, 東洋経済新報社。
- アラン・グリーンズパン (2007) 『波乱の時代—世界と経済のゆくえ』 (下) 山岡洋一・高遠裕子訳, 日本経済新聞出版社。
- 大石桂一 (2012) 「会計規制の枠組み」(大日方隆編著『金融危機と会計規制—公正価値測定の誤謬』中央経済社。)
- 櫻田照雄 (1995) 『銀行ディスクロージャー—規制緩和と「自己責任」経営』法律文化社。
- 佐藤隆文 (2007) 『バーゼルⅡと銀行監督』東洋経済新報社。
- 澤邊紀生 (1998) 『国際金融規制と会計制度』見洋書房。

新祖隆志郎 (2008) 「現代有価証券会計基準に於ける二つの時価評価の存在意義—銀行会計実務との比較を通じて」『国際会計学会年報』2007年度。

新祖隆志郎 (2010) 「大恐慌と銀行有価証券会計における原価評価の制度化」『証券経済研究』第73号。

津守常弘 (2002) 『会計基準形成の論理』森山書店。

津守常弘 (2012) 「現代会計の「メタ理論」的省察」『企業会計』第64巻第8号。

豊福裕二 (2012) 「金融政策—なぜ金融危機を防げなかったのか」(藤木剛康編著『アメリカ政治経済論』ミネルヴァ書房。)